

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
核燃料サイクル工学研究所  
計量管理規定の変更について

1. 審査の結果

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所に係る計量管理規定に関し、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第61条の8第1項の規定に基づき申請のあった「計量管理規定の変更認可申請書」（平成28年1月28日付け27原機（Pu）018）について審査した結果、当該申請は、法第61条の8第2項に定める「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でないとき」に該当しないと認められる。

2. 申請の概要

- (1) 申請者名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 児玉 敏雄
- (2) 申請日：平成28年1月28日
- (3) 申請の理由：日本原子力研究開発機構の組織改編のため
- (4) 申請の内容：計量管理規定の変更認可申請書によれば、変更の内容は以下のとおり。
  - ① 日本原子力研究開発機構の組織改編による変更

3. 審査の内容

審査にあたっては、計量管理規定の変更の内容が、国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号。以下「国規物規則」という。）第4条の2の2に基づく規定を満たしていること及び法第61条の8第2項に定めるところの「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でないとき」に該当しないことを確認した。

その内容は、以下のとおりである。

① 日本原子力研究開発機構の組織改編による変更

提出された新旧対照表をもって確認をしたところ、本変更は、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するための体制に影響を及ぼさないことを確認した。